



医薬発1213第1号  
令和5年12月13日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の公布について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）については、本日別添1のとおり公布され、順次施行することとされたところです。

改正の趣旨及び改正法の内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

医療及び産業の分野における大麻草の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするための規定の整備、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

### 第2 改正法の内容

#### 1 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正

- (1) 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めること。（題名関係）
- (2) 総則

ア 大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻

の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすること。(第1条関係)

イ 「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとする事。  
(第2条第1項関係)

ウ 「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいうものとする事。(第2条第2項関係)

エ 「大麻草採取栽培者」とは、(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする事。  
(第2条第4項関係)

オ 「大麻草研究栽培者」とは、(4)のアの厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする事。(第2条第5項関係)

カ 「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとする事。(第2条第3項及び第3条関係)

### (3) 大麻草採取栽培者

ア 大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の免許(以下この(3)において「免許」という。)を受けなければならないものとする事。(第5条第1項関係)

イ 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとする事。(第5条第2項関係)

(ア) サにより免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

(イ) 麻薬中毒者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられた者

(エ) 未成年者

(オ) 心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(カ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(ウ及び3の(2)のアにおいて「暴力団員等」という。)

(キ) 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者があるもの

(ク) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ウ 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、15日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする事。(第6条第3項関係)

- エ 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又はサにより当該免許が取り消されたときは、15日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならないものとする。こと。(第7条第5項関係)
- オ 免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。こと。(第8条関係)
- カ 大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。(第9条関係)
- (ア) 大麻草の作付面積
  - (イ) 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量
  - (ウ) 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量
  - (エ) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
  - (オ) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
  - (カ) その他厚生労働省令で定める事項
- キ 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければならないものとする。こと。(第10条関係)
- (ア) 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日
  - (イ) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
  - (ウ) コの(ア)により届け出た大麻の品名及び数量
  - (エ) その他厚生労働省令で定める事項
- ク 都道府県知事の許可を受けたとき、又はケの(イ)の届出をしたときを除き、大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならないものとする。こと。(第11条関係)
- ケ 大麻の廃棄に関する事項
- (ア) 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならないものとする。こと。(第12条第1項関係)
  - (イ) 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとする。こと。(第12条第2項関係)
- コ 大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項

- (ア) 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第 12 条の 2 第 1 項関係)
- (イ) 都道府県知事は、(ア)の届出を受けたときは、速やかに、(ア)の事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第 12 条の 2 第 2 項関係)
- サ 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又はイの(イ)から(ウ)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができるものとする。 (第 12 条の 3 第 1 項関係)
- シ 免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項
- (ア) 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第 12 条の 4 第 1 項関係)
- (イ) (ア)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとする。 (第 12 条の 4 第 2 項関係)
- (ウ) 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、30 日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第 12 条の 4 第 3 項関係)
- ス 免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項
- (ア) 免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、サ又はシの(イ)による免許の取消しを受けた者及びシの(ウ)により届け出なければならない者(以下このスにおいて「免許期間満了者等」という。)については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から 50 日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬

及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとする。 (第 12 条の 5 第 1 項関係)

(イ) 免許期間満了者等が(ア)により大麻を譲り渡したときは、15 日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第 12 条の 5 第 2 項関係)

(4) 大麻草研究栽培者

ア 大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許 (以下この(4)において「免許」という。) を受けなければならないものとする。 (第 13 条第 1 項関係)

イ 免許を申請する者又は免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとする。 (第 13 条第 4 項関係)

ウ 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の 12 月 31 日までとすること。 (第 14 条関係)

エ 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻 (栽培地において現に生育するものを除く。) を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとする。 (第 16 条関係)

オ 免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとする。 (第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 17 条第 1 項関係)

(5) 都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないものとする。 (第 22 条関係)

(6) 罰則等

ア 大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除するものとする。 (改正前第 3 条、第 4 条第 1 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 2 項並びに第 3 項並びに第 24 条の 7 関係)

イ 大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。 (第 24 条及び第 24 条の 3 から第 28 条まで関係)

(7) その他所要の改正を行うこと。

2 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正

(1) 総則

ア 「第一種大麻草採取栽培者」とは、1 の(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品 (大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに

限る。)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする  
こと。(第2条第4項関係)

イ 「第二種大麻草採取栽培者」とは、1の(4)のアの厚生労働大臣の免許を  
受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品の原料を採  
取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする。こと。(第2条第5項  
関係)

(2) 第一種大麻草採取栽培者

ア 第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、1の(3)の  
規定を適用するものとする。こと。(第5条から第7条まで、第9条から第12  
条まで、第12条の6第1項及び第2項、第12条の7第1項、第3項及び  
第4項並びに第12条の8第1項関係)

イ 第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年について  
都道府県知事に報告しなければならない事項として、(4)のAの方法による  
処理をしていない大麻草の種子(以下この2において「発芽不能未処理種  
子」という。)の品名及び数量を追加するものとする。こと。(第9条第3号  
から第5号まで関係)

ウ 第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければ  
ならない事項として、発芽不能未処理種子、麻薬(キの大麻草の加工の過  
程において製造された物に限る。以下この2において同じ。)及び播種した  
発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとする。こと。(第10  
条第1項第1号、第3号及び第4号関係)

エ 第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盗取、  
所在不明その他の事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければなら  
ない事項として、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量を追加する  
ものとする。こと。(第12条の2第1項関係)

オ 第一種大麻草採取栽培者は、3の(1)のエに定める物の含有量が政令で定  
める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用し  
て大麻草を栽培しなければならないものとする。こと。(第12条の3第1項  
関係)

カ 第一種大麻草採取栽培者は、オの含有量が基準を超える大麻草を栽培す  
るに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない  
ものとする。こと。(第12条の3第2項関係)

キ 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする  
場合であって厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工(大麻草の  
成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下このキ及びケに  
おいて同じ。)をしようとするときは、1月から6月まで及び7月から12

月までの期間（ケにおいて「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとする。こと。（第 12 条の 4 第 1 項関係）

ク キの許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、キの事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。こと。（第 12 条の 4 第 2 項関係）

ケ キの許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後 30 日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。こと。（第 12 条の 4 第 3 項関係）

コ 厚生労働大臣は、キの許可を与えたとき、又はケの報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとする。こと。（第 12 条の 4 第 4 項関係）

サ 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとする。こと。（第 12 条の 5 関係）

シ 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、キの許可を取り消し、又は期間を定めて、キの大麻草の加工の中止を命ずることができるものとする。こと。（第 12 条の 6 第 3 項関係）

### (3) 第二種大麻草採取栽培者

ア 第二種大麻草採取栽培者について、1 の(4)の大麻草研究栽培者に関する規定の対象に追加するものとする。こと。（第 13 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条第 1 項関係）

イ 第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた措置を講ずるものとする。こと。（第 16 条第 1 項及び第 17 条第 1 項関係）

### (4) 大麻草の種子の取扱い

ア 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとする。こと。（第 18 条関係）

イ 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとする。こと。(第 19 条第 1 項関係)

(ア) 大麻草栽培者が輸入する場合

(イ) 発芽不能未処理種子を輸入し、アの方法による処理をする場合

ウ イの(イ)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から 3 月以内に、イの(イ)に定める方法による処理をしなければならないものとする。こと。(第 19 条第 2 項関係)

エ アの方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとする。こと。(第 20 条関係)

オ 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとする。こと。(第 21 条関係)

カ 厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとする。こと。(第 21 条の 2 第 1 項関係)

キ 同一人が 2 以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすものとする。こと。(第 21 条の 3 関係)

(5) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとする。こと。(第 22 条の 3 第 1 項関係)

(6) 大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。(第 24 条の 6 第 4 号及び第 5 号並びに第 26 条第 2 号関係)

(7) その他所要の改正を行うこと。

### 3 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の一部改正

(1) 定義等

ア 「大麻」とは、1 の(2)のウの大麻をいうものとする。こと。(第 2 条第 1 項第 1 号の 2 関係)

- イ 「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとする事。  
(第2条第1項第24号関係)
- ウ 化学的变化(代謝を除く。)により容易に麻薬及び向精神薬取締法別表第1に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとする事。(第2条第2項関係)
- エ 「六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ [b・d] ピラン— — —オール (別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類」を麻薬に追加するものとする事。(別表第1第42号関係)
- オ 「六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ [b・d] ピラン— — —オール (別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類」を麻薬に追加するものとする事。(別表第1第43号関係)
- カ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下のエに定める物を含有する物であって、エに定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとする事。(別表第1第78号口関係)
- キ エ又はオに定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。)を、麻薬から除外するものとする事。(別表第1第78号ハ関係)
- (2) 免許に関する事項
- ア 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとする事。(第3条第3項関係)
- イ 向精神薬輸入業者等の免許について、アに準じた改正を行うものとする事。(第50条第2項第2号関係)
- (3) 麻薬の譲渡し等に関する事項(第24条第1項第4号から第6号まで、第26条第1項及び第3項、第28条第1項第3号から第5号まで、第29条並びに第32条第1項関係)
- ア 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこと。
- イ 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、アに準じた措置を講ずるものとする事。

- (4) 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとする。 (第 20 条第 1 項第 2 号関係)
- (5) その他所要の改正を行うこと。

#### 4 施行期日等

##### (1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。(附則第 1 条関係)

ア (3)の一部 公布の日

イ 2、3 の(3)のイ、(4)及び(5)の一部並びに(3)の一部 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

##### (2) 検討

政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第 2 条関係)

##### (3) 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第 3 条から第 29 条まで関係)

# 官報

(号外)  
独立行政法人国印印刷局

## 目次

### 〔法 律〕

○大麻取締法及び麻葉及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(八四)

○官報の発行に関する法律(八五)

○官報の発行に関する法律(八五) 関係法律の整備に関する法律(八六)

### 〔府 令〕

○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七七)

### 〔省 令〕

○医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一五四)

○電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令(経済産業五六)

### 〔告 示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件(総務四一〇)

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件(同四一一)

○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(総務・国土交通三)

○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群)に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を變更する件(農林水産一八九二)

○特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部)に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を變更する件(同一八九三)

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◆大麻取締法及び麻葉及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(法律第八四号) 厚生労働省

一 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めることとした。(題名関係)

二 総則

(一) 大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻葉及び向精神薬取締法と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とするものとした。(第一条関係)

(二) 「大麻草」とは、カンナビス・サテイバ・リンネをいうものとした。(第二条第一項関係)

(三) 「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいうものとした。(第二条第二項関係)

(四) 「大麻草採取栽培者」とは、3の(一)の都道府県知事の免許を受けて、種子又は纖維を採取する目的で、大麻草を栽培する者を用いるものとした。(第四条第四項関係)

(五) 「大麻草研究栽培者」とは、4の(一)の厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者を用いるものとした。(第五条第五項関係)

(六) 「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとした。(第三条第三項及び第三条関係)

### 3 大麻草採取栽培者

(一) 大麻草採取栽培者にならうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の免許(以下この3において「免許」という。)を受けなければならないものとした。(第五条第一項関係)

(二) 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとした。(第五条第二項関係)

(1) (二)により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 未成年者

(4) 心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(八)及び三の2の(一)において「暴力団員等」という。

(6) 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち(1)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(8) 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、一日以内、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとした。(第六条第三項関係)

(四) 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は(二)により当該免許が取り消されたときは、一日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならないものとした。(第七条第五項関係)

(五) 免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の一月三十一日までとするものとした。(第八条関係)

(六) 大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む)は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとした。(第九条関係)

(1) 大麻草の作付面積

(2) 当該年中に採取した大麻草の纖維の数量

(3) 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量



- (三) 第一種大麻草採取栽培者が、その事務所  
に備えた帳簿に記載しなければならない事項  
として、発芽不能未処理種子、麻葉(七)  
の大麻草の加工の過程において製造された  
物に限る。以下この二において同じ。及び  
播種した発芽不能未処理種子の品名及び数  
量等を追加するものとした。(第一〇条第一  
項第一号、第三号及び第四号関係)
- (四) 第一種大麻草採取栽培者が、その所有す  
る大麻等につき、滅失、盗取、所在不明そ  
の他の事故が生じたときに都道府県知事に  
届け出なければならない事項として、発芽  
不能未処理種子及び麻葉の品名及び数量を  
追加するものとした。(第一二条の二第一項  
関係)
- (五) 第一種大麻草採取栽培者は、三の(一)の(四)  
に定める物の含有量が政令で定める基準を  
超えない大麻草の種子その他厚生労働省令  
で定める物を使用して大麻草を栽培しなけ  
ればならないものとした。(第一二条の三第  
一項関係)
- (六) 第一種大麻草採取栽培者は、(五)の含有量  
が基準を超える大麻草を栽培するに至った  
ときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止  
しなければならないものとした。第一二条  
の三第二項関係)
- (七) 第二種大麻草採取栽培者は、大麻草の種  
子又は成熟した茎の加工をする場合であつ  
て厚生労働省令で定めるときを除き、大麻  
草の加工(大麻草の成分の抽出その他厚生  
労働省令で定める行為を含む。以下この(七)  
及び(八)において同じ。)をしようとするとき  
は、一月から六月まで及び七月から一月ま  
での期間(八)において「半期」というこ  
とに、加工のために使用する大麻草の品  
名及び数量並びに加工をする品目その他厚  
生労働省令で定める事項について、厚生労  
働大臣の許可を受けなければならないもの  
とした。(第一二条の四第一項関係)
- (八) 許可を受けようとする者は、厚生労  
働省令で定めるところにより、(七)の事項を  
記載した申請書を厚生労働大臣に提出しな  
ければならないものとする(第一二条の四第  
二項関係)

- (九) (七)の許可を受けた第一種大麻草採取栽培  
者は、当該許可を受けた半期の期間経過後  
三〇日以内に、加工のために使用した大麻  
草の品名及び数量並びに加工をした品目そ  
の他厚生労働省令で定める事項を厚生労働  
大臣に報告しなければならないものとする  
こととした。(第一二条の四第三項関係)
- (一〇) 厚生労働大臣は、(七)の許可を与えたとき、  
又は(九)の報告を受けたときは、速やかに、  
その旨及びその内容を都道府県知事に通知  
するものとした。(第一二条の四第四項関  
係)
- (一一) 第一種大麻草採取栽培者は、その所有す  
る麻葉を、当該者が当該麻葉を業務上取り  
扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に  
収めて保管するとともに、その所有する大  
麻(栽培地において現に生育するものを除  
く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱  
う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保  
管しなければならないものとした。(第二二  
条の五関係)
- (一二) 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培  
者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の  
規定等に違反したとき、又はその業務に関  
し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、  
(七)の許可を取り消し、又は期間を定めて、  
(七)の大麻草の加工の中止を命ずることがで  
きるものとした。(第一二条の六第三項関  
係)
- (一三) 第二種大麻草採取栽培者  
第二種大麻草採取栽培者について、一の  
四の大麻草研究栽培者に関する規定の対象  
に追加するものとした。(第一三条第一項及  
び第二項並びに第一五条第一項関係)
- (一四) 第二種大麻草採取栽培者について、第一  
種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた  
措置を講ずるものとした。(第一六条第一項  
及び第一七条第一項関係)
- (一五) 大麻草の種子の取扱い  
大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡  
す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す  
場合その他厚生労働省令で定める場合を除  
き、厚生労働省令で定める方法により当該  
種子が発芽しないように処理しなければならない  
ものとした。(第一八条関係)

- (一六) 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに  
該当する場合であつて、厚生労働省令で定  
めるところにより、厚生労働大臣の許可を  
受けたときを除き、輸入してはならないも  
のとした。(第一九条第一項関係)
- (一七) 大麻草栽培者が輸入する場合  
(1) 発芽不能未処理種子を輸入し、(一)の方  
法による処理をする場合  
(2) (二)に係る許可を受けた者は、発芽不  
能未処理種子を輸入した日から三月以内  
に、(二)に定める方法による処理をしな  
ければならないものとした。(第一九条第二  
項関係)
- (一八) (一)の方法による処理をした大麻草の種子  
は、厚生労働省令で定めるところにより、  
厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草  
の種子である旨の証明書の交付を受けた者  
でなければ、これを輸入してはならないも  
のとした。(第二〇条関係)
- (一九) 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫  
に帰属した大麻草の種子について必要な処  
分をすることができるとした。(第二一  
条関係)
- (二〇) 厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に  
関する法律の規定にかかわらず、大麻草に  
関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草  
の種子を輸入し、又は譲り受けることがで  
きるものとした。(第二二条の二第一項関  
係)
- (二一) 同一人が二以上の大麻草栽培者の免許を  
有する場合には、大麻草の栽培の規制に関  
する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及  
び譲受けに関する規定の適用については、  
その資格ごとに、それぞれ別個の者とみな  
すものとした。(第二二条の三関係)
- (二二) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草  
の栽培の規制に関する法律の施行のため特に  
必要があると認めるときは、大麻草栽培者そ  
の他の関係者から必要な報告を求め、又は麻  
葉取締官若しくは麻葉取締員その他の職員  
に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻  
草の種子若しくは麻葉に係る場所立ち

- 入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の  
物件を検査させ、若しくは試験のため必要な  
最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは  
麻葉を無償で取去させることができるものと  
した。(第二二条の三第一項関係)
- 6 大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則  
の規定の整備を行うこととした。(第二四条の  
六第四号及び第五号並びに第二六条第二号関  
係)
- 三 麻葉及び向精神薬取締法の一部改正関係  
1 定義等  
(一) 「大麻」とは、一の(二)の(三)の大麻をいう  
ものとした。(第一二条第一項第一号の二関  
係)
- (二) 「麻葉中毒」とは、麻葉又はあへんの慢  
性中毒をいうものとした。(第二二条第一項第  
二四号関係)
- (三) 化学的变化(代謝を除く。)により容易に  
麻葉及び向精神薬取締法別表第一に掲げる  
物を生成するものとして政令で定めるもの  
については、麻葉とみなして、麻葉及び向  
精神薬取締法の規定を適用するものとし  
た。(第二二条第二項関係)
- (四) 「六・七・八・一〇・ア・テトラヒド  
ロ・六・六・九・トリメチル・三・ペンチ  
ル・六・H・ジベンゾ「b・d」ピランー  
ール(別名デルタ九テトラヒドロカンナ  
ビノール)及びその塩類」を麻葉に追加す  
るものとした。(別表第一第四二号関係)
- (五) 「六・七・一〇・一〇・ア・テトラヒド  
ロ・六・六・九・トリメチル・三・ペンチ  
ル・六・H・ジベンゾ「b・d」ピランー  
ール(別名デルタ八テトラヒドロカンナ  
ビノール)及びその塩類」を麻葉に追加す  
るものとした。(別表第一第四三三号関係)
- (六) その濫用による保健衛生上の危害が発生  
しない量として政令で定める量以下の(四)に  
定める物を含有する物であつて、(四)に定め  
る物以外の麻葉を含有しないものを、麻葉  
から除外するものとした。(別表第一第七八  
号口関係)

(七) (四)又は(五)に定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く)を、麻薬から除外するものとした。(別表第一第七八号八関係)

2 免許に関する事項  
(一) 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとした。(第三条第三項関係)

3 麻薬の譲渡し等に関する事項(第二四条第一項第四号、第六号、第二六条第一項及び第三項、第二八条第一項第三号、第五号、第二九条並びに第三二条第一項関係)  
(一) 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこととした。

(二) 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、(一)に準じた措置を講ずるものとした。

4 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとした。(第二〇条第一項第二号関係)

四 施行期日等  
1 検討  
政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第二条関係)

2 経過措置  
この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第三条、第八条及び第二九条関係)

3 施行期日  
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇官報の発行に関する法律(法律第八五号)(内閣府本府)  
1 総則  
この法律は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるものとした。(第一条関係)  
2 官報の発行主体  
官報の発行は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣が行うこととした。(第二条関係)  
3 官報の掲載事項  
(一) 官報による公布等(第三条関係)  
(1) 日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令、条約並びに詔書の公布は、官報をもって行うこととした。  
(2) 処分の要件を定める告示及びこれに類する告示の公示は、官報をもって行うこととした。  
(二) 公布等事項以外で官報に掲載する事項(第四条関係)  
(1) 官報には、(一)の規定により官報をもって行うこととされる公布又は公示の対象となる事項(以下「公布等事項」という。)(二)のほか、法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項等を掲載するものとした。  
(2) 官報には、公布等事項及び(1)の事項のほか、国の機関の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきもの等を掲載することができることとした。

4 官報の発行の方法等  
(一) 官報の発行は、内閣総理大臣が、官報ファイルに記録された官報掲載事項(以下「電磁的官報記録」という。)について、内閣府令で定めるところにより、当該官報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとるにより行うこととした。(第五条関係)  
(二) 官報ファイルに記録された公布等事項の(一)の規定による公布又は公示は、当該公布等事項に係る官報について(一)の規定による措置がとられた時に行われたものとする(第六六条関係)  
(三) インターネットを利用することができない者への配慮の観点から、電磁的官報記録の揭示、書面等による官報掲載事項の提供等を行うこととした。(第七条、第九条及び第一〇条関係)  
(四) 内閣総理大臣は、(一)の規定による措置をとったときは、必要かつ適当な期間として内閣府令で定める期間(以下「閲覧期間」という。)、継続して閲覧等のための措置をとるとともに、法令その他の内閣府令で定める事項については、閲覧期間等の経過後においても引き続き当該措置をとることとした。(第八条関係)  
(五) 内閣総理大臣は、災害等の事情が生じたことにより、(一)の規定による措置をとることができなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行うことができることとした。(第一一条関係)  
5 雑則  
(一) 内閣総理大臣は、官報の発行をしたときは、閲覧期間等が経過した後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該官報に係る情報を記録した電磁的記録を独立行政法人国立公文書館が設置する公文書館に移管することとした。(第一三条関係)  
(二) 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、書面等による官報掲載事項の提供等を、内閣府令で定める要件を備える者に委託することができることとし、受託者に秘密保持義務を課すこととした。(第一四条関係)

6 罰則  
罰則については所要の規定を設けることとした。(第一八条、第二一条関係)  
7 附則  
(一) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条、第六六条関係)  
(二) 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況、デジタル社会の形成の状況等を勘案し、官報の発行に係る手続等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第七条関係)  
(三) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第八十四号

大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正する法律

(大麻取締法の一部改正)

第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 大麻草採取栽培者(第五条―第十二条の五)
- 第三章 大麻草研究栽培者(第十三条―第十七条)
- 第四章 監督(第十八条―第二十一条)
- 第五章 雑則(第二十二条―第二十三条)
- 第六章 罰則(第二十四条―第二十八条)

附則

第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻葉及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)と相まつて、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第二条第三項中「大麻研究者」を「大麻草研究栽培者」に、「都道府県知事」を「第十三条第一項の規定により厚生労働大臣」に、「大麻」を「大麻草」に、「大麻草を栽培し、又は大麻を使用する」を「大麻草を栽培する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「大麻栽培者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同条第一項の下に「第五条第一項の規定により」を加え、「繊維若しくは種子」を「種子又は繊維」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に、「大麻栽培者及び大麻研究者」を「大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サテイバ・リンネをいう。

2 この法律で「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く)をいう。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。

第四条 削除

第二章 免許を「第二章 大麻草採取栽培者」に改める。

第五条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「の定める」を「定める」に、「都道府県知事の免許」を「栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の免許(以下この章において単に「免許」という。）」に改め、同条第二項中「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第十二条の三第一項の規定により免許を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

第五条第二項第四号中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 麻葉中毒者(麻葉及び向精神薬取締法第二条第一項第二十五号に規定する麻葉中毒者をいう。)

第五条第二項に次の三号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

七 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項中「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同条に次の一項を加える。

3 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七条第一項中「大麻取扱者免許」を「免許」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者免許証を交付する」を「免許証を交付するものとする」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同条に次の三項を加える。

3 大麻草採取栽培者は、免許証を毀損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

4 大麻草採取栽培者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、当該免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

5 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は第十二条の三第一項の規定により当該免許が取り消されたときは、十五日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

第八条中「大麻取扱者免許」を「免許」に、「免許の日からその年」を「当該免許の日からその日の属する年の翌々年」に改める。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条 大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む)は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 大麻草の作付面積
- 二 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量
- 三 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量
- 四 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- 五 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

第十條 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日
- 二 譲渡し又は譲り受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 第十二条の二第一項の規定により届け出た大麻の品名及び数量
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2 大麻草採取栽培者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第十一條 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出ししてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第三章の章名を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならない。

2 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員との立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならない。

第十二条の次に次の四條及び章名を加える。

第十二条の二 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、同項に規定する事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第十二条の三 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、この法律の規定に基づき、この法律の規定に基づき都道府県知事の処分若しくはこの法律に規定する免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は第五条第二項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つたときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

第十二条の四 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとする。

3 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、三十日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により免許を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

第十二条の五 免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く）、第十二条の三第一項又は前条第二項の規定による免許の取消しを受けた者及び同条第三項の規定により届け出なければならない者（以下この条において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から五十日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻

草栽培者又は麻薬研究施設（麻薬及び向精神薬取締法第二條第一項第二十三号に規定する麻薬研究施設をいう。）の設置者に譲り渡す場合に限る。その譲渡し及び譲り受けについては、同法第二十四條第一項及び第二十六條第三項の規定を適用せず、また、免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、同法第二十八條第一項の規定を適用しない。

2 免許期間満了者等が前項の規定により同項の大麻を譲り渡したときは、十五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 大麻草研究栽培者

第十三条から第十六条までを次のように改める。

第十三条 大麻草研究栽培者になる者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（以下この章において単に「免許」という。）を受けなければならない。

2 第五条第二項（第七号を除く）、第六条及び第七条の規定は、大麻草研究栽培者に係る免許について準用する。この場合において、これらの規定中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは、「大麻草研究栽培者名簿」と、「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第五条第二項第一号及び第七条第五項中「第十二条の三第一項」とあるのは、「第十七条第一項において準用する第十二条の三第一項」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは、「厚生労働省」と読み替えるものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定に基づき免許を与えたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 免許を申請する者又は第二項において準用する第七条第三項の規定により免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第十四条 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第十五条 大麻草研究栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間について、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 一 大麻草の作付面積
- 二 当該有効期間の初日に所持した大麻の品名及び数量
- 三 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- 四 当該有効期間の末日に所持した大麻の品名及び数量
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知するものとする。

第十六条 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第十六条の二を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 第十条から第十二条まで、第十二条の二第一項及び第十二条の三から第十二条の五までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第十二条の三第一項中「第五条第二項第二号から第八号まで」とあるのは、「第十三条第二項において準用する第五条第二項第二号から第六号まで及び第八号」と、「免許」とあるのは、「免許（第十三条第一項に規定する免許をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第十二条の四第四項中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは、「大麻草研究栽培者名簿」と、同条第三項中「死亡し、又は解散した」とあるのは、「死亡した」と、若しくは「相続人」とあるのは、「又は相続人」と、「管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者」とあるのは、「管理する者」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

一 前項において準用する第十二条の三第一項の規定により免許を取り消したとき、又は大麻草の栽培の中止を命じたとき。

二 前項において準用する第十二条の四第二項の規定により免許を取り消したとき、又は同条第三項の規定による届出があつたとき。

三 免許の有効期間が満了したとき（免許の有効期間が満了した者が引き続き免許を受けている場合を除く。）。

第十八条から第二十条までを次のように改める。

第二十一条第一項中「大麻の取締り」を「この法律の施行」に、「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に改める。

第二十二條中「基き」を「基づき」に、「大麻取締りに要する」を「大麻草の栽培の規制に必要な」に改める。

第二十二條の三を削る。

第二十二條の四中「第四條第二項、第十四條、第十六條第二項」を「第九條（第三号から第五号までに係る部分に限る。）第十一條から第十二條の二まで、第十二條の五第二項」に改め、同条を第二十二條の三とし、第二十二條の五を第二十二條の四とする。

第二十四條第一項中「大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した」を「大麻草をみだりに栽培した」に、「七年」を「一年以上十年」に改め、同条第二項中「犯した」の下に「ときは、当該罪を犯した」を加え、「十年以下の懲役」を「一年以上の有期徒刑」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第二十四條の二を削る。

第二十四條の三を削る。

第二十四條の四中「三年」を「五年」に改め、同条を第二十四條の三とする。

第二十四條の五を削る。

第二十四條の六中「三年」を「五年」に改め、同条を第二十四條の四とする。

第二十四條の七を削る。

第二十四條の八中「第二十四條の二、第二十四條の四、第二十四條の六及び前条」を「及び前二条」に、「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改め、同条を第二十四條の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十四條の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一條（第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十二條の三第一項（第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第二十四條の七 第二十四條、第二十四條の三若しくは前条第二号の罪に係る大麻草又は同条第一号の罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（前条の罪を除く。）の実行に関し、大麻草の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第十條第二項（第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿の保存を怠つたとき。

四 第十二條（第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻を廃棄したとき。

五 第十二條の二第一項、第十二條の四第一項若しくは第三項又は第十二條の五第二項（これらの規定を第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

六 第十六條の規定に違反したとき。

第二十五條の次に次の一条を加える。

第二十五條の二 第十二條の二第一項、第十二條の四第三項又は第十二條の五第二項（これらの規定を第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六條中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第九條又は第十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十六條第二号から第四号までを削り、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同条第二号とする。

第二十七條中「若しくは第二十四條の二第二項若しくは第三項」を「（同条第二項に係る部分に限る。）」に、「第二十四條の三第二項若しくは第三項若しくは前二条」を「第二十四條の六若しくは前三条」に改める。

第二十八條を附則第一項とし、第二十九條を附則第二項とし、第三十條から第三十三條までを削る。

本則中第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十八條 第七條第三項から第五項まで（これらの規定を第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正）

第二条 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「第十二條の五」を「第十二條の八」に、「大麻草研究栽培者」を「第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に、「監督」を「大麻草の種子の取扱い」に、「第二十一條」を「第二十一條の三」に改める。

第二条第三項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者」に改め、同条第四項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「種子又は纖維」を「大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律で「第二種大麻草採取栽培者」とは、第十三條第一項の規定により厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。



第十七条第二項第一号中「前項」を「前二項」に、「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同項第二号中「前項」を「前二項」に、「第十二条の四第二項」を「第十二条の七第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「及び第十二条の三から第十二条の五まで」を「第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七並びに第十二条の八」に、「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項第三号中、発芽不能未処理種子及び大麻（第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された大麻及び向精神薬取締法別表第一第四十二号及び第四十三号に掲げる物に限る。以下同じ。）とあるのは「及び発芽不能未処理種子」と、第十二条の第二項並びに第十二条の七第一項及び第三項中「発芽不能未処理種子及び大麻」とあるのは「及び発芽不能未処理種子」と、第十二条の六第一項に「第十二条の四第四項」を「第十二条の七第四項に「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、「管理する者」との下に、「第十二条の八第一項中「第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者」とあるのは「大麻草栽培者、大麻製造業者（大麻及び向精神薬取締法第二条第一項第十二号に規定する大麻製造業者をいう。）」と、「当該大麻及び大麻」とあるのは「当該大麻」とを加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十條から第十二條まで、第十二條の二第一項、第十二條の四（第四項を除く）及び第十二條の六から第十二條の八までの規定は、第二種大麻草採取栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十二條の六第一項中「第五條第二項第二号」とあるのは「第十三條第二項において準用する第五條第二項第二号」と、「免許」とあるのは「免許（第十三條第一項に規定する免許をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第十二條の七第四項中「第一種大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「第二種大麻草採取栽培者名簿」と、第十二條の八第一項中「又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は」とあるのは「若しくは管理する大麻を第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、大麻製造業者（大麻及び向精神薬取締法第二条第一項第十二号に規定する大麻製造業者をいう。以下同じ。）」若しくは」と、「の設置者」とあるのは「（以下同じ。）」の設置者に譲り渡す場合又はその所有し、若しくは管理する大麻を大麻製造業者若しくは大麻研究施設の設置者」と、「大麻」とあるのは「当該大麻」と、同条第三項中「大麻」とあるのは「大麻若しくは大麻を」と、「当該大麻」とあるのは「当該大麻若しくは大麻」と読み替えるものとする。

「第四章 監督」を「第四章 大麻草の種子の取扱い」に改める。  
 第十八條から第二十一條までを次のように改める。  
 第十八條 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならない。ただし、他の大麻草栽培者に当該種子を譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。  
 第十九條 発芽不能未処理種子は、輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 大麻草栽培者が輸入する場合
- 二 発芽不能未処理種子を輸入し、前条に規定する方法による処理をする場合
- 三 前項ただし書の許可（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、同号に規定する方法による処理をしなければならない。

厚生労働大臣は、第一項ただし書の許可を受けようとする者が前項の規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していないときは、当該許可をしないことができる。

第二十條 第十八條に規定する方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならない。

第二十一條 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができる。

第四章中第二十一條の次に次の二條を加える。

第二十一條の二 厚生労働大臣は、この法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻草の種子を、大麻草に関する犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生労働大臣から交付を受けた大麻草の種子を、大麻草に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は栽培することができる。

第二項の規定により厚生労働大臣から大麻草の種子の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、大麻草に関する犯罪鑑識のため使用した大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

第二十一條の三 同一人が二以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、この法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲り受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。

第二十二條の四を第二十二條の五とする。

第二十二條の五を第二十二條の五とする。

第二十二條の三 第二十二條の四及び第二十一條第一項を「第十二條の八第三項及び前条第一項」に改め、同条を第二十二條の四とし、第二十二條の二の次に次の一條を加える。

第二十二條の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は大麻取締官若しくは大麻取締官その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは大麻を無償で取去せることができる。

大麻取締官又は大麻取締官その他の職員が前項の規定により立入検査又は取去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第三 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四條の二を次のように改める。

第二十四條の二 第十二條の三第一項の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

第三 第一項の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

第二十四條の六第一号中「第十七條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二号中「第十二條の三第一項（第十七條第一項）」を「第十二條の六第一項（第十七條第一項又は第二項）」において準用する場合を含む。又は第三項（第十七條第一項）に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一號を加える。

二 第十二條の四第一項（第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻草の加工をしたとき。

第二十四條の六に次の二號を加える。

四 第十八條の規定に違反して、大麻草の種子を譲り渡したとき。

五 第十九條第一項の規定に違反して同項ただし書の許可を受けずに発芽不能未処理種子を輸入し、又は同条第二項の規定に違反したとき。

第二十四條の七第一項中、「第二十四條の三」を「から第二十四條の三まで」に改め、「前条第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「大麻草又は」を「大麻草」に、「大麻で」を「大麻又は同条第四号若しくは第五号の罪に係る大麻草の種子で」に改め、同条第二項中「罪」の下に「第二十四條の二及び」を加える。

第二十五条第二号から第四号までの規定中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第二項」に、「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号中「第十六条」を「第十二条の五又は第十六条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をする場合において虚偽の報告をしたとき。

第二十五条に次の一号を加える。

八 第十二条の八第二項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二十五条の二中「第十二条の二第一項、第十二条の四第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十二条の二第一項、第十二条の七第三項又は第十二条の八第三項（これらの規定を第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかつたとき。

第二十六条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十二條の三第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十条の規定に違反したとき。

第二十七条中「第二十四条の六」を「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）」、「第二十四条の六」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）  
 第三条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。  
 第二号の見出しを「（定義等）」に改め、同条第一号中「物」の下に「及び大麻」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一 の二 大麻 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二条第二項に規定する大麻をいう。

第二条第五号中「別表第一第七十六号イ」を「別表第一第七十八号イ」に改め、同条第十七号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第二十四号中「大麻」を削り、同条第三十三号中「処方せん」を「処方箋」に、「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改め、同条に次の四号を加える。

四十四 大麻草 大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第一項に規定する大麻草をいう。  
 四十五 大麻草栽培者 大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第三項に規定する大麻草栽培者をいう。

四十六 大麻草採取栽培者 大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者をいう。

四十七 大麻草研究栽培者 大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第五項に規定する大麻草研究栽培者をいう。

第二条に次の一項を加える。

2 別表第一に掲げる物以外の物であつて、化学的変化（代謝を除く。）により容易に同表に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、この法律の規定（第二十七号及び同条の規定に係る罰則を除く。）を適用する。

第三条第三項第三号中「大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第三条第三項に次の一号を加える。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者  
 第二十四条第一項第二号及び第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の一号を加える。

四 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために所持する大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設設置者に譲り渡す場合  
 第二十四条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号から第三号までに係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第十一項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第二十五条の見出し中「譲渡」を「譲渡し」に改め、同条中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第二十六条の見出しを「譲受け」に改め、同条第一項中「又は麻薬研究施設設置者」を「麻薬研究施設設置者又は大麻草栽培者」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第二号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第三項中「又は麻薬研究施設設置者」を「麻薬研究施設設置者又は大麻草栽培者」に、「譲渡」を「譲渡し」に改める。

第二十七条の見出し中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第一項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第二項中「麻薬処方せんが第三項」を「麻薬処方箋が次項」に改め、同条第三項及び第四項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に改め、同条第六項中「処方せん」を「処方箋」に、「その処方せん」を「当該処方箋」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十八条第一項各号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の一号を加える。

三 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために大麻を所持する場合

第二十八条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第二十九条中「者は、」を「者（大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。）は、廃棄する」に改め、同条ただし書中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第三十二条第一項中「次項において同じ」を「」及び「大麻草栽培者（次項において「麻薬営業業者等」という。）に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「麻薬営業業者」を「麻薬営業業者等」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十四条第二項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十五条第一項中「すみやかにその」を「速やかに当該」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その麻薬」を「当該麻薬」に改める。

第五十条第二項第二号中「へまで」を「子まで」に改め、同号八中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同号八中「ホまで」を「へまで」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ハ 暴力団員等

第五十条第二項第二号に次のように加える。

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第五十条の十六第四項及び第五十条の十七中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改める。

第五十条の二十三第二項中「又は病院等」を「及び病院等」に改め、同項第一号中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改める。

第五十一条第一項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第二項中「へまで」を「子まで」に改める。

第五十四条第五項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条第六項中「行なう」を「行う」に、「互に」を「互いに」に改め、同条第七項中「行なう」を「行う」に改める。

第五十八条の八第一項中「大麻」を削る。

第六十二条第一項中「麻葉営業者」の下に「若しくは大麻草栽培者」を加え、「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改める。

第六十四条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に、「一千万円」を「千円」に改める。

第六十四条の二第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十四条の三第二項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十六条第一項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十六条の二第二項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十六条の三第一項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十六条の四第一項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十九条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該違反行為をした」に改め、同条第三号中「処方せん」を「処方箋」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号から第九号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十号中（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（を）若しくは第三項（これらの規定を）に、「者」を「とき」に改め、同条第十一号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十四号中「麻葉処方せん」を「麻葉処方箋」に、「者」を「とき」に改め、同条第十五号から第二十一号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十一条中（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（を）若しくは第三項（これらの規定を）に、「者」を「とき」に改め、当該違反行為をした者」に改める。

第七十二条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に、「者」を「とき」に改め、同条第五号から第十一号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十三条の二中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

別表第一第七十六号中「掲げる物」の下に「又は大麻」を加え、同号ロ中「麻葉原料植物」の下に「又は大麻草」を加え、同号ロ中をニとし、イの次に次のように加える。

ロ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十二号に掲げる物（大麻草としての形状を有しないものに限る。）を含有する物であつて、前各号（同号を除く。）に掲げる物又は大麻を含有しないもの

ハ 第四十二号又は第四十三号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる物又は大麻を人為的に含有させたものを除く。）

別表第一中第七十七号及び第七十八号とし、第七十五号を第七十七号とし、第四十二号から第七十四号までを二号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の二号を加える。

四十二 六 a・七・八・十 a・トリテラヒドロロ六・六・九・トリメチル一三・ベンチル一六 H-I ジェンゾ (b・d) ビラン一オール (別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類

四十三 六 a・七・十・十 a・トリテラヒドロロ六・六・九・トリメチル一三・ベンチル一六 H-I ジェンゾ (b・d) ビラン一オール (別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類

第四条 麻葉及び向精神薬取締法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十六号中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同項第四十七号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第四十九号の次に次の一号を加える。

二種大麻草採取栽培者をいう。

第二十条第一項ただし書中「麻葉研究者が研究のために製造する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 麻葉研究者が研究のために麻葉を製造する場合

二 大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の四第一項（同法第十七条第一項において準用する場合を含む。）の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻葉（別表第一第四十二号及び第四十三号に掲げる物に限る。第二十四条第一項第五号並びに第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。）を製造する場合

第二十四条第一項第四号を次のように改める。

四 第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項に規定する製品の原料として使用する大麻（同法第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含む。第二十八条第一項第三号において「製品原料大麻」という。）を他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究者、麻葉製造業者又は麻葉研究施設の設置者に譲り渡す場合

第二十四条第一項に次の二号を加える。

五 第二種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第五項に規定する医薬品の原料として使用する大麻（同法第十七条第一項において準用する同法第十二条の四第一項の許可を受けた第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含む。第二十八条第一項第四号において「医薬品原料大麻」という。）を他の第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究者、麻葉製造業者若しくは麻葉研究施設の設置者に譲り渡す場合又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻葉を麻葉製造業者若しくは麻葉研究施設の設置者に譲り渡す場合

六 大麻草研究栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第六項に規定する目的のために所持する大麻を大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設設置者に譲り渡す場合

第二十八条第一項第三号を次のように改める。

三 第一種大麻草採取栽培者が、製品原材料大麻又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

第二十八条第一項に次の二号を加える。

四 第二種大麻草採取栽培者が、医薬品原料大麻又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

五 大麻草研究栽培者が、大麻草を研究する目的のために大麻を所持する場合

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日
- 二 第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第二項及び第十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(大麻栽培者等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において免許を受けている第一条の規定による改正前的大麻取締法（以下「第一条改正前大麻法」という。）第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、第一条改正前大麻法第三条（栽培に係る部分を除く。）及び第四条第一項第一号の規定を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者については、その免許の有効期間内は、当該大麻栽培者を第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「第一条改正後大麻法」という。）第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者と、当該大麻研究者を同条第五項に規定する大麻草研究栽培者とみなして、第三条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項、第三十二条並びに第六十二条第一項の規定を適用する。

(大麻草採取栽培者等に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の前日において免許を受けている第一条改正後大麻法第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者及び同条第五項に規定する大麻草研究栽培者については、第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（次条第二項及び附則第七条において「第二条改正後大麻法」という。）及び第四条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び附則第二十八条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第一条改正後大麻法第二十四条の六、第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

2 第二号施行日が刑法施行日前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第二条改正後大麻法第二十四条の二、第二十四条の六、第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日以前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(準備行為)

第六条 第一条改正後大麻法第五条第一項又は第十三条第一項の免許を受けようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許を申請することができる。

第七条 第二条改正後大麻法第五条第一項若しくは第十三条第一項の免許、第二条改正後大麻法第九条第一項ただし書の許可又は第二条改正後大麻法第二十条の証明書の交付を受けようとする者は、第二号施行日以前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許、許可又は証明書の交付を申請することができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、第四条第二項、第十四条、第十六条第二項を「第九条（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一条から第十二条の二まで、第十二条の五第二項」に改める。

第十条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百四号）の項中「第十二条の五第二項及び第二十一条第一項」を「第十二条の八第三項及び第十二条の三第一項」に改める。

(刑事訴訟法等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

一 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三百五十条の二第二項第四号口

二 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十四条第三号

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第十号

(刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法の罪は、前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第四号口に係る部分に限る。）の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪とみなす。

2 前条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後のあへん法第十四条の規定は、施行日以後にした行為により同条第三号に該当する者について適用し、施行日前にした行為に係る許可の制限については、なお従前の例による。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)  
第十三条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中、「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に定める大麻」を削る。  
第二十四条第四号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)  
第十四条 施行日前に第一条改正前大麻法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に有罪の判決を受けた者に対する退去強制については、なお従前の例による。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)  
第十五条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)」に規定する大麻」を削る。  
(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)  
第十六条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、「規定する麻薬」の下に「(同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む)」を加える。  
(たばこ事業法の一部改正)  
第十七条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条に規定する大麻」を削り、「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。  
(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)  
第十八条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)次条において「麻薬特例法」というの一部を次のように改正する。

第一条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。  
第二条第一項中、「大麻取締法に規定する大麻」を削り、同条第二項第三号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、「第二十四条の二又は第二十四条の七」を削り、同項第六号中「大麻取締法第二十四条の四」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条の三」に改め、同項第七号中「大麻取締法第二十四条の六」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条の四」に改める。

第五条中「一千万円」を「千万円」に改め、同条第二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、「又は第二十四条の二(所持に係る部分を除く)」を削る。  
(麻薬特例法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の麻薬特例法(以下この条において「改正後麻薬特例法」という。)の規定(附則第八条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び第二十四条の七の罪は改正後麻薬特例法第二条第二項に規定する薬物犯罪と、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条の六の罪に係る資金は改正後麻薬特例法第二条第三項の資金とみなす。

2 改正後麻薬特例法第八条第一項及び第二項(所持に係る部分に限る。)の規定は、施行日前に第一条改正前大麻法に規定する大麻として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)  
第二十条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻の栽培等」、第二十四条の二第一項(大麻の所持等)又は第二十四条の三第一項(大麻の使用等)を「大麻草の栽培」又は第二十四条の六第一号(大麻の持出し)に改める。  
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条第一項、第二十四条の二第一項及び第二十四条の三第一項の罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二並びに別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三に掲げる罪とみなす。  
(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)  
第二十二条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「栽培、輸入等)又は第二十四条の二(所持、譲渡し等)を「大麻草の栽培」に改める。  
(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条及び第二十四条の二の罪は、前条の規定による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三条、第十五条及び別表第一の規定の適用については、同表に掲げる罪とみなす。  
(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)  
第二十四条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第一項中「第二条第二十二号」を「第二条第一項第二十二号」に、「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に改める。  
(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の一部改正)

第二十五条 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十五年法律第五十号)次条において「一部執行猶予法」というの一部を次のように改正する。  
第二条第一項中、「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)」に規定する大麻」を削り、同条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

(一部執行猶予法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十六条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条の二第一項(所持に係る部分に限る。次項において同じ。)の罪又はその未遂罪は、一部執行猶予法第三条の規定の適用については、一部執行猶予法第二条第二項に規定する薬物使用等の罪とみなす。

2 一部執行猶予法第四条第二項の規定は、第一条改正前大麻法第二十四条の二第二項の罪又はその未遂罪を犯して一部執行猶予法第四条第一項の規定により付せられた保護観察の仮解除についても適用し、一部執行猶予法第五条第一項の規定は、第一条改正前大麻法第二十四条の二第二項の罪又はその未遂罪を犯した者に係る一部執行猶予法第三条の規定により読み替えて適用される刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条の二第一項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについても適用する。



### 改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

#### 2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。  
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

#### 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。  
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

### 施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

# 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

## 現状及び課題

- 従来、大麻については医療上の有用性がないと考えられており、**大麻取締法では、大麻から製造された医薬品の施用等が禁止**されている。しかしながら、近年、大麻草から製造された医薬品が、米国を始めとする欧米各国において承認されている。また、麻薬に関する国際条約である麻薬単一条約においても、大麻に関する規制の分類が変更され、**国際的にも大麻の医療上の有用性が認められた**。
- 日本においても、**大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」**について、国内で治験が開始されているが、上記のとおり施用等が禁止されているため、仮に医薬品として薬事承認された場合でも、医療現場において活用することができない。

### ※「エピディオレックス」

諸外国で承認されている大麻草由来医薬品の一つ。既存のてんかん薬に強い抵抗性を示す難治性のてんかん患者に対し、長期に発作頻度を大きく低下させる。日本における適用患者数は、推計で2万人～4万人。

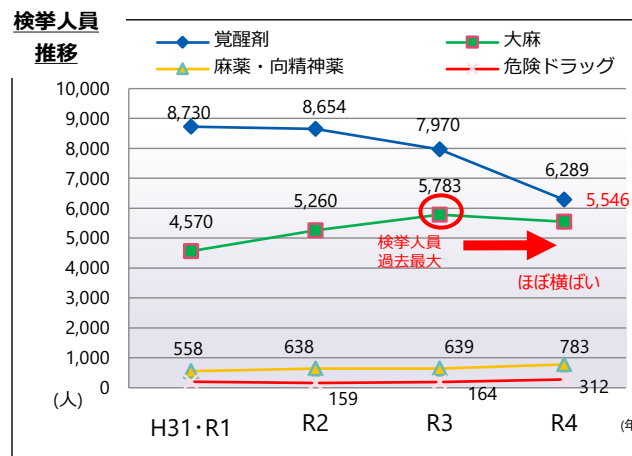
## 改正の内容

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、**大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除**。
- 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、**麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）における麻薬の一つとして位置付ける**。
- これにより、大麻草から製造された医薬品（THCを含有するもの）は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用を可能とする。

## 2. 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

### 現状及び課題

- 薬物事犯の検挙人員のうち、**大麻事犯の検挙人員**が令和3年まで8年連続で増加し、令和4年も依然として**高水準で推移**。また、年齢別では、30歳未満が約7割となっており、**若年層における大麻乱用が拡大**している。
- 大麻について、他の規制薬物と異なり、その**使用について禁止規定及び罰則が設けられていない**。大麻に使用罪がないことが使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている。さらに、その所持に関する証拠が十分ではない場合、大麻の使用を取り締まることができない。
- 大麻は葉や花穂など、特定の部位に対する規制がなされているが、麻薬の場合には、有害成分を含有するか否かで規制されているという違いがある。
- 現行法で麻薬成分ではないカンナビジオール（CBD）自体の規制や製品中に微量に残留するTHCの規制が明確ではない。



### 改正の内容

- 大麻等を麻薬として位置付け、その不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、**麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）を適用**（7年以下の懲役刑）。
  - ※ 大麻等の不正な所持、譲渡や輸入等の規制も、麻向法に基づく規制・罰則に移行（大麻所持：5年以下の懲役→7年以下の懲役）。
- 麻向法の有害成分規制への移行に伴い、麻薬成分ではない大麻草由来製品（例：カンナビジオール（CBD）製品）は、葉や花穂から抽出されたものも流通及び使用が可能となることから、保健衛生上の危害の発生を防止するため、当該**製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設ける**とともに、市場流通品の監視指導を徹底する。
  - ※ 限度値や限度値を担保する検査法などは、追って公表。民間の製品検査体制は、麻薬研究者免許を取得した検査事業者等により実施。
- 大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に大麻成分（麻薬）を生じ得る一部の成分（例：THCA）について、麻薬とみなして規制を行う。

### 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

#### 現状及び課題

- 大麻栽培者（都道府県知事による免許制）について、昭和29年以降大きく減少を続け、令和3年では27名にまで減少しており、神事・祭事への大麻草の利用などの**伝統的な麻文化の継承も困難**になっているという指摘がある。
- 近年、**大麻草の活用方法が変化**（例：医薬品、CBD、バイオプラスチックなど）しているが、**栽培免許の栽培目的が対応していない**。
- 欧米では、大麻草の栽培に関し、**大麻草の有害成分の濃度の上限値を設けて、安全性を確保**しているが、日本では盗難防止等の栽培管理規制が中心になっており、栽培者の負担が大きい。

#### 改正の内容

- 大麻取締法は、主として大麻草の栽培規制に関する法律となるため、「**大麻草の栽培の規制に関する法律**」に変更。
- 大麻草の栽培免許について、「**大麻草の製品の原材料とする場合**」（**第一種**）と「**医薬品の原料とする場合**」（**第二種**）に区分する。さらに、大麻草からの成分抽出等の加工（繊維の採取等を除く）は、上乗せで、許可制度を設定。
- **第一種免許**の下で栽培可能な大麻草について、**有害成分（THC）の濃度が基準値以下**の大麻草から採取した種子等※を用いて栽培しなければならない管理方法とし、行政が定期的に収去検査を実施。栽培者に対する行政への報告事項の追加、帳簿の備付け、廃棄の届出、保管義務等の規定を整備。

※ サンプルングのガイドラインを作成する他、上限値以下の大麻草から採取された種子等の検査を担う登録検査機関を別途定める。

<現行>	目的	免許権者
大麻栽培者免許	繊維・種子を採取する目的	都道府県知事 (有効期間1年)



<改正後>	目的	免許権者	有害成分の規制
第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	都道府県知事 (有効期間3年)	基準値以下的大麻草の種子等を用いて栽培
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣 (有効期間1年)	医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能

- 大麻草採取栽培者等が厚生労働大臣の許可を受けた場合に、発芽可能な大麻草の種子の輸入を可能にする。大麻草採取栽培者による発芽可能な種子の譲渡は、他の大麻草採取栽培者による栽培目的等に制限する。
- 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。